

地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が実施する入札（随意契約に係る見積もりを含む。以下同じ。）に関する情報（以下「入札契約情報等」という。）を公表するために必要な事項を定める。

(公表主体)

第2条 入札契約情報等の公表主体は、建設工事等を発注機関の長とする。

(入札執行前の公表内容)

第3条 入札執行前の公表内容は、次のとおりとする。

- 一 公告日
- 二 案件名称
- 三 入札方式
- 四 開札日

(入札執行後の公表内容)

第4条 入札執行後の公表内容は、次のとおりとする。

- 一 予定価格（ただし事後公表の対象となるものに限る）
- 二 調査基準価格、失格基準価格又は最低制限価格
- 三 入札参加者名（指名競争入札にあつては「指名業者」、随意契約にあつては「見積もり依頼者」。以下同じ。）
- 四 入札経過（全ての入札参加者名及び入札金額。ただし、無効となった入札の入札金額を除く。）
- 五 入札結果（落札者名及び落札金額）
- 六 総合評価方式の技術評価点及び評価値（但し、予定価格超過や低入札価格調査等で入札が失格又は無効となったものを除く。）

2 前項に規定する事項は様式1を用いて行う。

(公表時期)

第5条 入札契約情報等の公表時期は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 第3条に規定する事項は、公告、指名通知又は見積もり依頼時に公表する。
- 二 第4条に規定する事項は、落札者を決定後に公表する。

(公表期日)

第6条 入札契約情報等の公表期日は、第5条に規定する公表事由が発生した日から起算して、原則として5日（埼玉県の休日定める条例第1条第1項に規定する県の休日除く。）以内とする。

(公表方法)

第7条 入札契約情報等の公表は、原則として法人のホームページにより行う。

(入札不調又は不落時の取扱い)

第8条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札契約情報等は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところにより公表する。

- 一 再入札に付する場合 再入札により落札者を決定した後に公表する。
- 二 随意契約に移行する場合 落札者を決定した後に公表する。この場合最終の見積結果も併せて公表するものとする。
- 三 再入札に付さない場合 入札の不調又は不落が確定した後、第4条に規定する事項について公表する。

(入札の不調又は不落以外の理由で入札取止め等をした時の取扱い)

第9条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取止め又は中止した場合（落札者決定後に落札者決定を取り消した場合を含む。）は、第4条に規定する事項の公表は行わない。ただし、入札を取止め等した理由は公表する。

(公表期間)

第10条 入札契約情報等の公表期間は、原則として、次に定めるところによる。

- 一 第3条及び第4条に規定する事項は、その入札が執行された日（開札日又は入札の取止め若しくは入札の中止した日）の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

- 1 この要領は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。